



VOL.108

# トクちゃん新聞

7月号

今年も後半戦突入。  
暑さに負けずに！



平成28年7月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

## ◆ヒトの悩みはこれで解決！？

担当: 徳野



お客様のところで、おカネのこと以上に**ヒトに関するお悩み**を多くお聞きかせいただきます。そんな悩みの**解消のヒント**になるかも！というセミナーを10月6日に開催します。

詳細は同封のチラシをご覧ください。**懇親会も開催します**。お客様同士で何かビジネスが生まれたら最高ですが、まずは単純に楽しんでいただけたらと思っています。**お知り合いの経営者の方もぜひお誘いください**。お待ちしております！



## ◆中小企業等経営強化法 7月1日施行

厳しい経営環境におかれている中小企業は、**いろんな工夫をして経営力の強化を図って**ほしいと国は考えています。そこで、「経営力向上計画」を弊社のような「**認定支援機関**」の支援を受けて策定して国の認定を受けることが出来れば、**税制と金融支援等の優遇措置**を受けられるようにアメを用意しました。ご興味ある方は担当者までお問合せください。弊社としても今後の経営の部分のお手伝いを積極的にしたいと考えています。

## ◆全国簿記大会35回優勝！ “やる気を起こす”新 大逆転教育 ~本のご紹介~

担当: 小林



著者の森均(ひとし)先生は、日常的(!?)に先生が生徒の手によってプールに投げ込まれるような、荒れ果てた岐阜の商業高校に赴任し、商業科の立て直しを決意。

以来、生徒たちを全国簿記大会35回優勝、税理士試験11年連続全国最年少合格、さらに史上最年少(16歳)で公認会計士試験に合格させるなどの数々の偉業を成し遂げられている方です。

教え子たちも会計士業界で大活躍され、森先生を、恩師として卒業後もずっと連絡をとられています。

森均先生は、『人をやる気にさせ』、『リフレッシュの息抜きでリズムをつくり』、『学んだ知識がどう社会に活かせるかを徹底的に考えさせる』やり方をとられています。

哲学者ウィリアム・アーサー・ウォードの『本当に偉大な教師は生徒の心に火をつける。』

という言葉をもさに実践されている先生です。

『**「落ちこぼれ」という言葉は嫌いです。そんなものは存在しない。**

**教師や親が子どもを見捨てたところから、落ちこぼれが始まるんです。』**

現在は中部学院大学で講師をされ、最近も教え子の小学生が、大学生も参加する某簿記大会で優勝しており、史上最年少公認会計士記録がまた更新されそうです。『教育』にご興味ある方は、是非ご一読ください。

**タイトル: やる気を起こす 新大逆転教育 出版社: 産能大出版部 著者: 森均・米井恵美**



## ◆経営力向上計画を作成してみませんか？

担当: 北岡



徳野からも紹介がありました通り**中小企業等経営強化法**がこの7月1日より施行されました。この法律は、**生産性を向上**させる取組をした中小企業・小規模事業者等を**政府が積極的に支援**していこうという目的で制定されました。具体的には、自社で作成した**経営力向上計画**を国に認定してもらうと**様々な支援措置**が受けられるといった内容です。支援措置の主なものは以下の通りです。

- ① **新たに取得**する機械装置(一定要件あり)について**償却資産税を3年間、2分の1に減免**
- ② 商工中金による**低利融資**
- ③ 信用保証協会による**別枠保証**

経営力向上計画は**会社の経営状態**等をまず**見える化し、経営課題を把握して克服していくロードマップ**であり、言わば**会社の未来予想図**です。作成してみるだけでも**価値のあるもの**だと思います。

もちろんその作成には**経営革新等支援機関**である弊社がばっちりサポートいたしますのでご興味のある方はご連絡くださいませ。



## ◆ 税務スケジュール(7月)

担当: 北川



納税・申告関係	
11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月分 源泉所得税・住民税の納付</li> <li>・1~6月分 源泉所得税の納付 (納期の特例分) <b>★納付はお済みですか？</b></li> <li>・社会保険 算定基礎届</li> <li>・労働保険 申告・納税 <b>★申告書の提出・納付はお済みですか？</b></li> </ul>
15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税 予定納税額の減額申請</li> </ul>
8/1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月決算法人 確定申告</li> <li>・11月決算法人 中間(予定)申告</li> <li>・8月11月2月 消費税3か月ごとの中間申告</li> <li>・6月分社会保険料</li> <li>・所得税の予定納税 第1期分</li> <li>・固定資産税、都市計画税 第2期分</li> </ul>

## ◆ 給与計算システム [MyKomon内 楽しい給与計算]

担当: 岡村



1年のうち、給与計算で社会保険料の変更が必要なのは、基本的には右下の表の通りです。  
**以外と変更回数が多いんです。**

そこで、先月号でご紹介したフリーウェイ給与計算もそうですが、クラウドの給与ソフトの場合は、少なくとも右表の赤字部分の**保険料率は自動的に変更される**ので、給与処理時に面倒な変更は不要となります。

MyKomon内にある「楽しい給与計算」では、保険料率の自動変更はもちろんの事、**顧問先様からも弊社からもデータの確認が出来る**ため、設定方法等がわからない場合には即弊社にて内容確認した上で、ポイントをお伝えできるので、安心してご利用いただけます。是非、楽しい給与計算の利用をご検討ください。



	変更時期	変更内容
①	4月支給給与(当月徴収の場合は3月支給給与)	健康保険料率・介護保険料率
②	4月支給給与	雇用保険料率
③	10月支給給与(当月徴収の場合は9月支給給与)	算定基礎届より決定された標準月額 厚生年金保険料率
④	随時	月額変更届より決定された標準月額

## ◆ 自分が変われば、環境が変わる！ 仏教の教え「依正不二」

担当: 池田



◆ 仏教の教えに、「依正不二(えしょうふに)」という言葉があります。

「自分と自分の周りを取り巻く環境は、別のものではなく一体であり、周りで起きる出来事も、周りにいる人間も、全て自分自身の心の状態を投影させたものである」という意味です。

◆ **ポジティブな思考がポジティブな結果を引き寄せる**というのは、よく言われることではありますが、その理由もこれです。

環境は自分の心の状態を映した影ですから、自分が動けば影も動きます。決して、影がまずあって、自分がそれに引きずられる訳ではありません。例えば、周りにイライラする時があれば、それは自分の心の状態がイライラしているだけ。周りの出来事や人にイライラしているのではなく、自分がイライラすることを選んでいただけ。同じような出来事が起こってもイライラしないこともあるのだから、周りの環境に自分の感情が引きずられている訳ではないのがわかります。

◆ 私たちは人間関係がうまくいかなかった場合、相手が変わってくれることで悪化した人間関係の回復を望みますが、人間は本来、自己中心的で自分から変わろうとしない限り、変わることはありません。お互いが相手に変わってほしいと思っは、問題は解決されません。**相手が変わらなければ自分が変わるだけです。**



◆ **我々の周りにあるものは自分を映す鏡。**起こる事実も、その解釈の仕方どちらも自分の心の状態で決まります。だから、周りの環境を変えたかったらまず自分を変えるしかありません。**変えられるものは自分だけ。強い主体性があれば、周りの環境を変えることができるのです。**

## ◆ オススメ海外旅行先 台湾へ

担当: 小林



今まで海外に旅行へ行ったことが、何度かありますが、なかでも**台湾**は、また行きたいと思う旅行先のひとつです。日本から近く、時間もかからず、旅費も非常に安いです。また、治安も良く、何より日本語が通じることが一番の驚きでした。(指さし手帳も持って行ったのですが、全く使う機会がありませんでした。)

**台北近くの観光地も**

『千と千尋の神隠し』のモデルになった『九フン』  
 世界有数の高さを誇るタワー『台北101』  
 世界三大博物館のひとつ『故宮博物館』  
 などなど数多くあります。

夜市で屋台グルメを食べ歩きすることも可能で、**小籠包**も、**マンゴースイーツ**も非常に美味しかったです。海外旅行初心者の方にも是非オススメです。



## ◆ 今月のクイズ ～源泉徴収って？～

担当: 廣島



所得税は、所得がある人が自分で所得金額と税額を計算して申告納付をしますが、特定の所得(給与や税理士などの報酬)は支払いをする人が所得税を徴収して納税する「源泉徴収制度」が採用されています。

**問1** 源泉所得税は給与を〇〇った人が所得税および復興特別所得税を差し引いて、国に納めなければならない。

**問2** 差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の〇〇日までに国に納めなければならない。

**問3** 納期の特例を受けている場合、1月～6月支払分を 〇月〇日まで納めなければならない。



～答え～

問1 支払

問2 10日

問3 7月10日